

みはま

▽ 議会だより

12月定例会

No.153

発行 平成30年2月1日
編集 議会広報特別委員会

12月定例会本会議

【次回の3月定例会は、会期16日間(3月7日～22日)の開催予定です。】



Contents

議案審議	平成29年度一般会計補正予算 ほか	2～ 4P
議会・議員活動紹介	特別委員会・議員研修会	5P
一般質問	「災害時の避難所開設について」 はじめ 8人が質問	8～15P
審議結果一覧・編集後記		16P

- 5 日 開会、提案 ・ 議案 9 件の提案説明
(本会議終了後) 全員協議会〔議案説明会〕
- 7 日 町政に対する一般質問 1 日目〔通告議員 8 人中 5 人登壇〕
- 8 日 町政に対する一般質問 2 日目〔通告議員 8 人中 3 人登壇〕
※ P 8 ～ 15 に掲載
- 12 日 質疑・委員会審査付託
・ 専決処分事項報告承認 2 件を承認
・ 条例改正・補正予算を各常任委員会へ審査付託 (7 件)
※ 1 件は両委員会へ分割付託
・ 議員発議の意見書 1 件の提案・質疑
・ 報告 1 件及び追加提案議案 6 件 (条例の一部改正・補正予算) の提案説明
(本会議休憩中) 全員協議会〔議案説明会〕
・ 追加提案議案を総務産業常任委員会へ審査付託 (追加 6 件)
休会中に常任委員会開催 ※ P 6 ～ 7 に掲載
- 13 日 総務産業委員会 付託された 11 議案を審査・採決
- 14 日 文教厚生委員会 付託された 3 議案を審査・採決
- 19 日 委員長報告・討論・採決、閉会
・ 委員会付託議案の審査結果委員長報告、質疑・討論・採決
・ 追加提案議案 3 件の提案説明、質疑・討論・採決
・ 閉会中の継続審査事件を定めて閉会

会期 12 月 5 日～19 日

12 月定例会

平成 29 年第 4 回

(審議議案の採決結果は 16 頁に一覧表を掲載)
※ 本会議の議事詳細は、2 月下旬に町公式 HP に
定例会会議録を掲載予定です。

専決処分事項の報告承認

衆議院議員総選挙及び最高
裁判所裁判官国民審査の執行、
台風被害による災害復旧のため
専決処分された補正予算 2
件について、地方自治法の規
定に基づき議会に報告があり、
2 議案とも全員賛成により承認
しました。

① 一般会計補正予算

(専決第 3 号)

9 月 28 日に衆議院が解散さ
れ、衆議院議員総選挙及び最
高裁判所裁判官国民審査が執
行されることとなったため、
9 月 28 日付専決処分により対
応しました。

補正予算額は、1 千 251 万 8
千円、補正後の予算総額は 76
億 5 千 344 万 4 千円になりました。

② 一般会計補正予算

(専決第 4 号)

台風 21 号により被災した町
道や農道など計 63 か所の災害
復旧のため、11 月 8 日付専決
処分により対応しました。

補正予算額は、9 千 592 万円
3 千円で、補正後の予算総額
は 77 億 4 千 936 万 7 千円にな
りました。

専決処分事項の報告

損害賠償の額及び和解

去る 11 月 6 日 (月) 午後 2
時 30 分頃、美浜町大字北方地
内の県道小鈴谷・河和線にお
いて町職員が草刈中におきた
飛び石事故で、町外法人所有
の自動車の窓ガラスを破損す
る事故が発生しました。

その損害賠償に関する示談
が成立し、12 月 5 日付で専決
処分されたため、地方自治法
の規定に基づき議会に報告が
ありました。

損害賠償の額

町が相手方に対し車両の修
理費用全額を負担します。

(5 万 6 千 52 円)

※なお、損害賠償金は町が加
入する総合賠償補償保険制
度の適用により支払われま
す。



(布土地区)



(上野間地区)

条例の一部改正

美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

全員賛成で可決

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う改正で、非常勤職員の育児休業期間が最長2年までの再延長及び育児休業取得可能期間の延長に係る特例規定に、保育所等待機児童を追加する整備を行うものです。

施行日 公布の日

美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

全員賛成で可決

「所得税法等の一部を改正する等の法律」の一部改正に伴う改正で、所得税法で定める用語の意義が改正されたことに伴い用語を変更するものです。

施行日 平成30年1月1日

一般会計補正予算(第3号)のおもな内容

歳 入	補 正 額
総務費国庫支出金	228万円
民生費国庫支出金	334万8千円
土木費国庫支出金	▲304万5千円
民生費県支出金	104万1千円
寄附金（民生費寄附金、教育費寄附金）	118万4千円
繰入金（財政調整基金繰入金）	▲1,608万9千円
町債（土木債、消防債）	3億6,510万円
歳 出	補 正 額
人件費	▲5,271万6千円
ふるさと納税寄付運営事業	210万円
庁舎管理事業	208万円
電算管理運営事務（社会保障・税番号制度システム整備）	326万円
介護保険繰出金	214万5千円
生涯福祉サービス事業	477万7千円
保育所運営事業（臨時職員賃金、移動動物園開園委託等）	▲674万8千円
農地事務（農業集落家庭排水処理施設特別会計繰出金）	▲247万5千円
道路新設改良事業（補助事業から単独事業へ組み換え）	事業費増減なし
都市公園整備事業（土地取得会計より組み換え等）	4億1,954万8千円
非常備消防事業（消防団詰所新築工事）	▲2,376万円
小中学校運営・施設整備事業	233万7千円
教育振興事業（準要保護児童・生徒新入学用品費扶助）	135万4千円

平成29年度一般会計 補正予算（第3号）

賛成多数で可決

一般会計補正予算（第3号）は、3億5千408万3千円を

追加し、補正後の予算総額は81億345万円となりました。

おもな内容は左表のとおり。

平成29年度特別会計・

水道事業会計補正予算

4件とも全員賛成で可決

特別会計及び水道事業会計の補正予算は、それぞれ下表のとおり。

補正のおもな内容

① 介護保険特別会計

介護保険制度改正に伴うシステム改修費用を計上しました。

② 土地取得特別会計

用地取得事業を一般会計に振り替えて執行するため、特別会計の計上分を減額補正しました。

③ 農業集落家庭排水処理施設特別会計

人事異動等に伴う人件費補正分を精算しました。

④ 水道事業会計

人事異動等に伴う人件費補正に係る精算及び退職に伴う人件費を減額補正しました。

会 計	補 正 額	補正後予算総額
介護保険特別会計補正予算（第2号）	233万4千円	19億6,810万7千円
土地取得特別会計補正予算（第1号）	▲4億1,816万4千円	1億 421万円
農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）	▲495万円	2,936万7千円
水道事業会計補正予算（第2号）		
収益的支出	▲617万1千円	5億1,597万2千円
資本的支出	2万7千円	1億9,271万3千円
職員給与と費を366万9千円減額。また、資本的収支の不足額1億6,010万4千円は過年度分損益勘定留保資金1億4,810万9千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,199万5千円で補てんします。		

条例の一部改正

(第4日目追加提案分)

人事院勧告に基づき関係法令の改正に伴い、関連する町条例の一部改正3件が追加提案されました。

①美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償期及び末手当に関する条例の一部を改正する条例

賛成多数で可決

②美浜町特別職の職員で常勤のものの給与、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

賛成多数で可決

改正の内容

①②は議会議員及び町長始め常勤特別職の期末手当支給率が0.05月分加算される改正で、29年度分は12月に差額支給し、30年度以降は6月期と12月期に1/2ずつ支給率を加算します。

③美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条例の一部を改正する条例

全員賛成で可決

おもな改正の内容

人事院勧告に基づき、給料表を改正し、四百円～千円の範囲で引き上げます。

町職員の勤勉手当支給率が0.1月分(再任用職員は0.05月分)加算される改正で、29年度分は12月に差額支給し、30年度以降は6月期と12月期に1/2ずつ支給率を加算します。

施行日

ともに公布の日

ただし、給料表の改定及び平成29年度分の支給率の変更は平成29年4月1日から適用し、改正前に支給済の給与については改正後の内払とみなします。

また、平成30年度以降の支給率の加算時期等に関する附則の改正は、平成30年4月1日から適用されます。

一般会計補正予算(第4号)のおもな内容

歳入	補正額
寄附金(総務費寄附金)	1,900万円
繰入金(財政調整基金繰入金)	525万8千円
歳出	補正額
議会運営事業費	20万2千円
給与改定等による職員人件費	1,043万6千円
農業集落排水処理施設特別会計繰出金※	2万円
ふるさと納税寄附運営事業	1,360万円

※特別会計の人件費に係る負担分

平成29年度一般会計補正予算(第4号)

(第4日目追加提案分)

全員賛成で可決

追加提案された一般会計補正予算(第4号)は、2千425万8千円を追加し、補正後の予算総額は81億2千770万8千円となりました。

平成29年度特別会計・水道事業会計補正予算

(第5日目追加提案分)

(第4日目追加提案分)

2件とも全員賛成で可決

追加提案された特別会計及び水道事業会計の補正予算は、それぞれ左表のとおり。

会計	補正額	補正後予算総額
農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算(第2号)	3万9千円	2,940万6千円
水道事業会計補正予算(第3号)		
収益的支出	19万7千円	5億1,616万9千円
資本的支出	10万3千円	1億9,281万6千円
職員給与費を28万1千円増額。また、資本的収支の不足額1億6,020万7千円は過年度分損益勘定留保資金1億4,821万2千円及び当年度分消費税及び方消費税資本的収支調整額1,199万5千円で補てんします。		

財産の取得について

(第5日目追加提案分)

「美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で、町が5千㎡以上の土地取得をする場合には議会の議決が必要とされています。

町が計画している総合公園拡張事業及び運動公園整備事業に係る用地取得について、12月13日付でこれに該当する3件の仮契約が締結されたため、最終日に追加提案され、委員会付託を省略し審議の結果、即決されました。

財産の取得の概要

・総合公園拡張事業用地
取得① 9千619 34㎡

賛成多数で可決

取得② 5千479 33㎡

賛成多数で可決

・運動公園整備事業用地

取得③ 5千261㎡

全員賛成で可決

特別委員会活動紹介

美浜町運動公園整備

調査研究特別委員会

7日(木) 本会議散会後に、8名全員出席のもと特別委員会を開催しました。

委員会では美浜町運動公園整備に係る用地取得及び事業計画作成等の進捗状況について、町執行部より説明を受けました。

都市整備課の説明では、11月末の段階で地権者の75%の方から用地提供の承諾をいただいております、非常に順調であるとのことでした。

設計等の業務については、基本設計と一部実施設計を行っています。

また、陸上競技場により多くの利用者を集めるために、町体育協会・スポーツ推進委員・愛知県陸上競技協会・大学等で構成する検討会議で協

議し、大会等の運営に最低限必要な諸室(審判室・放送室等)の追加を考えていること、軟弱地盤への対応が必要であり工法を検討している等の報告を受けました。

委員からは、用地取得が順調であることから、本事業に対する地域住民の期待の高さを再認識する声上がる一方、事業費が当初の見込みより増額する可能性があることについて、より多くの方に利用していただくための最低限の増額は仕方がないとする意見、将来世代の負担を考え安易な事業費の増額は疑問である等、様々な意見が出されました。

今後事業の計画作成、事業執行を厳しくチェックし議会として最善の方策を提示してまいります。

議員活動紹介



平成29年10月30日(東海市)
地域開発みちの会との懇談会 今年には防災に焦点を
あてた男女共同参画をテーマに意見交換してきました。



平成29年11月8日(東浦町)
知多郡5町の合同議員研修会
全国町村議会議長会の講話

あなたも議会を傍聴しませんか？

本会議場で行なわれる議会は、どなたでも傍聴することができます。

また、全員協議会および各委員会は議長等の許可があれば傍聴することができます。

※議会傍聴の際に、手話通訳など支援が必要な方は、お手数ですが2週間前までにご相談ください。

☆ ケーブルテレビ(CCNC)放送予定 ☆

【121ch】午前9時～「一般質問」放映
3月15日(木) および 3月18日(日)

☆お問い合わせ先

美浜町役場 議会事務局 TEL 82-1111 (内線285・286)

平成30年3月 定例会 の 開催予定

いずれも午前9時から 美浜町役場 3階
＜日程は告示日2月27日に確定します。＞

- 7日(水) 本会議(開会・提案説明)
(本会議終了後)全員協議会(議案説明会)
- 8日(木) 全員協議会(議案説明会)
- 9日(金) 本会議(一般質問1日目)
- 12日(月) 本会議(一般質問2日目)
- 14日(水) 本会議(質疑・委員会付託)
- 15日(木) 総務産業常任委員会
- 16日(金) 文教厚生常任委員会
- 22日(木) 本会議(委員長報告・討論・採決・閉会)

常任委員会

12月13日～14日

総務産業常任委員会

本会議で付託された議案を各常任委員会で審査しました。
委員会の審査結果は、最終日19日(火)に委員長報告を行い、質疑・討論の後、採決されました。

13日(水) 午前9時開会。

7名全員出席のもと付託議

案11件を審議・採決しました。

閉会中の継続審査案件を協議・決定し閉会しました。

おもな質疑

☆平成29年度一般会計

補正予算(第3号)

Q 運動公園の用地購入にあたり、地権者より事業に対する同意書等をもらっていますか。

A 用地交渉にあたっては、地権者に対し事業内容を説明し、事業実施に承諾してもらった後、用地購入に係る交渉、契約を進めており、改めて同意書等をもらうことはしていません。

Q ふるさと納税事業について、謝礼品を減額し、委託料を増額しているのは、どういうことですか。

A 委託料で処理しているインターネットを通して行われるふるさと納税の増加に対処したものです。

Q 道路新設改良事業について、国庫補助事業から町単独事業に振り替えたのは、どういうことですか。

A 町の要望額に対し、国庫補助事業で採択された事業費が低く、事業費を圧縮しましたが、古布・矢梨・切山線は路面状態が悪いため、国の補助対象になりませんが、町単独でも舗装のオーバレイ(表面のみ修繕)

を実施する必要があると判断しました。

なお、歳入(財源)には、起債を充てます。

Q 町営住宅を取り壊すのは、跡地を売却するためですか、老朽化等によるものですか。

A 上前田町営住宅は、昭和29年建築で老朽化しており、利用者が退去する都度取り壊してきました。

跡地については売却する方向で検討しています。



取り壊し予定の町営住宅

付託された議案	付託委員会	委員会採決結果	質疑
美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	総務産業	全員賛成・可決	なし
美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について	文教厚生	全員賛成・可決	あり
平成29年度美浜町一般会計補正予算(第3号)	総務産業	賛成多数・可決	あり
	文教厚生	賛成多数・可決	あり
平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第2号)	文教厚生	全員賛成・可決	あり
平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算(第1号)	総務産業	賛成多数・可決	なし
平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算(第1号)	総務産業	全員賛成・可決	なし
平成29年度美浜町水道事業会計補正予算(第2号)	総務産業	全員賛成・可決	なし
美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	総務産業	賛成多数・可決	あり
美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	総務産業	賛成多数・可決	なし
美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	総務産業	全員賛成・可決	なし
平成29年度美浜町一般会計補正予算(第4号)	総務産業	全員賛成・可決	あり
平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算(第2号)	総務産業	全員賛成・可決	なし
平成29年度美浜町水道事業会計補正予算(第3号)	総務産業	全員賛成・可決	なし

☆美浜町議会の議員の議員報酬及び期末手当等に関する条例の一部を改正する条例について

Q 国の人事院勧告に伴い改正するとの説明ですが、その勧告に準じて改正する根拠は。

A 人事委員会を持たない市町村は、国からの通達により、国の人事院勧告に準じて改正しています。

反対討論

アベノミクスの恩恵を受けているのは、一部の高額所得者・大企業です。本町の議員報酬は高くはありませんが、一般住民も景気回復を実感しておらず、引き上げには賛成できません。

賛成討論

報酬の改正については、人事院勧告に従い、引き上げだけでなく、引き下げも準じて実施しているとの説明であり賛成します。

☆美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関するに關する条例の一部を改正する条例について

質疑なし

反対討論

議員報酬と同様の理由で賛成できません。

賛成討論なし

文教厚生常任委員会

14日(木) 午前9時開会。

6名全員出席のもと付託議案3件を審議・採決しました。閉会中の継続審査案件を協議・決定し閉会しました。

おもな質疑

☆美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

Q 対象となる「母子家庭等」とは、どのような家庭を指しますか。

A 父子家庭、母子家庭及び両親のいない家庭です。

☆平成29年度一般会計補正予算(第3号)

補正予算(第3号)

Q 小中学校運営事業、施設の整備事業の具体的内容は。

A 身体的に不自由な児童・生徒の入学に対応するため備品購入・施設の改修です。

☆平成29年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

計補正予算(第2号)

Q システム改修は、毎年実施するのですか。それとも改定の都度、システムが変わるから実施するのですか。

A 今回の改修は、制度改正に伴うもので、毎年実施するものではありません。

意見書

可決案件は国の関係機関へ提出され、否決案件は廃案となります。

本会議4日目、議員発議により1件の意見書が提案され、趣旨説明・質疑を行いました。討論・採決は最終日に行いました。

提出者

(日本共産党議員団提案)

山本 辰見

鈴木美代子

市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書

賛成少数で否決

趣旨 国の国民健康保険制度改革が二〇一八年から本格的に始動しますが、

賛成討論

国の制度改革は結果として市町村や被保険者に新たな負担増を招きかねず、構造的な負担増を招きかねず、構造的な問題解決が求められ、県が廃止した市町村国民健康保険への支援として重要な意義を持ち、事業費補助金復活が必要です。

愛知県に対し二〇一四年から廃止した市町村国民健康保険への事業費補助金を復活するよう強く要望します。

反対討論なし

災害時の避難所開設について

情報収集に努め
適切な開設運営を行います。



荒井 勝彦

初めて美浜町に土砂災害
警戒情報が出されました



問 10月22日台風21号接近における避難所の開設時間が深夜でしたが、もう少し早めの開設できませんか。

町長 美浜町に初めて「土砂災害警戒情報」が発表されたのが22時45分でした。

そのため既に開設していた避難所2カ所に加え、新たに6カ所開設し、情報発信したのは23時5分となりました。

むやみに早い段階での開設には、住民の不安をおおるとの意見もありますが、今後も適切な判断ができるよう情報収集し、災害時の避難所開設運営を行います。

問 深夜の避難所開設を、住民のみなさんにはどのような手段でお知らせしましたか。

防災安全課長 防災無線・メール配信サービスでお伝えしましたが、広報車によるお知らせは、深夜の豪雨の中でしたので、今回は行いませんでした。

防災無線の内容は、暴風雨時の閉めきった屋内でも戸別ラジオは受信でき台風後にはラジオの販売も伸びています。

防災行政無線のラジオ付き戸別受信機



～情報入手手段のひとつとして～
・美浜町役場ではラジオ付戸別受信機を販売しています。

- 販売価格 1台 6,000円
- ※次の該当世帯は 1,000円
(初回購入時の1台限り)
- ①75歳以上の方がいる世帯
- ②65歳以上の方のみの世帯

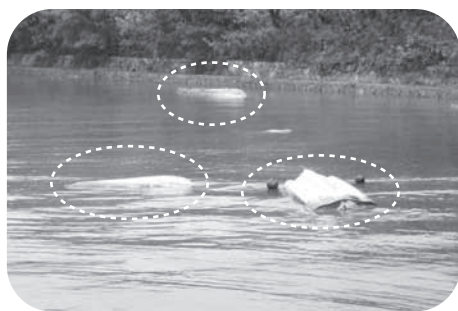
河川などに係留されている船舶について

問 町内の河川河口に係留されている船舶は、ゲリラ豪雨などで流出する恐れはありませんか。

町長 当該船舶の所有者がしっかりと係留していれば、流出の恐れはないと考えています。

問 町管理の漁港における沈没船の処理は、所有者にその費用を負担させる努力をしていますか。

町長 船体登録番号により所有者を特定し、撤去・処分をお願いしています。



転覆している船舶(奥田・山王川)

しかし登録番号の記載がなく所有者を特定できず、漁港機能に支障及び危険があると判断した場合は、廃棄物として町の費用で処分を行っています。

美浜町定住促進の 具体的検討は

問 今後美浜町の人口を維持していくためには、出産・子育てを支援する施策により出生数を増やすとともに、若い世代の転出を抑え、定住を促進する必要があると思います。具体的な検討はしていますか。

建設部長 本年度「空家対策準備協議会」を設立し、空家の活用施策を検討しています。それに加え、町独自の支援事業として住宅の新築や、中古住宅の購入などに助成金を出せないか、定住促進に向けて検討中です。

認知症対策は地域を巻き込んだ 取り組みは？



山本 辰見

地域包括ケアシステム協議会を通じて
家族を支援している。



問 認知症の疑いのある方への地域の取り組み・サポートに対する町の取り組みはどうなっていますか。

町長 地域サロン活動などが高齢者の方々の楽しみや介護予防・認知症予防につながっているものと思っています。

厚生部長 少人数の方々が集まって勉強したい時には、サポーター養成講座を保健師が出向いて対応し、認知症の方とのかかわり方などをPRしています。

問 認知症の家族の会などの取り組みはどうなっていますか。

町長 美浜町地域包括ケアシステム推進協議会において対応し、「認知症の人の家族の支

援」、「認知症サポーター養成講座の開催」など、5項目について取り組んでいます。

認知症の方を介護する家族の方々を対象に「認知症支援プログラム」や「認知症介護家族交流会」を開催し、お互いに交流や情報交換ができる場づくりに取り組んでいます。

ため池の防災対策 工事の進捗状況は

問 台風21号によるため池等の被害は。

また、耐震補強が必要なため池の補強工事などについて、進捗状況を説明して下さい。

町長 大雨により布土地区菅刈池の堤体の一部で、斜面に滑りによる段差を確認しましたが、その他は特段の被害報告はありません。

県が防災重点ため池34箇所耐震性の点検調査を実施中です。本年度は残り8箇所点検を完了する予定です。

耐震工事中の北方・吉田池



耐震工事は1箇所が完了し、工事中が1箇所です。

また、学区別ハザードマップを作成し、全世帯配布するなど被害軽減対策を実施していきます。

家屋の倒壊について

問 台風により発生した家屋の倒壊は、以前町で調査した中に含まれていましたか。

同様の物件に対する指導はどうなっていますか。

町長 倒壊した家屋は、住まいの一部であり、空家実態調査の対象に含まれていません。

老朽化が進んでおり所有者が取り壊す予定でした。

空家は、「空家対策計画」で対応し、その他は職員や住民の方からの情報提供により、倒壊の危険や環境の悪化といった周辺へ影響を及ぼす場合には、所有者や居住者に注意喚起を行います。

公契約条例制定の 準備は

問 県が既に公契約条例を公布していますが、町は県に準じて対応を準備していますか。

町長 条例を制定している自治体は全国でも少なく、県内では豊橋市と碧南市のみです。入札参加事業者の書類作成等の作業の混乱、中小企業の対応、県内において産業別最低賃金が定められ、罰則規定もある状況を踏まえ、本町では公契約条例の制定を現時点では考えておりません。

今後も近隣市町の情報収集を行っていきます。

生活排水処理の整備手法の 決定・スタートは？

本年度中に決定し、
平成31年度から始める予定です。



横田 貴次

**整備が必要な
浄化槽の数及び
世帯の状況は**

問 合併処理浄化槽への転換など、生活排水処理施設の整備が必要な数及び世帯の年齢構成等は。

町長 実施したアンケートの結果及び町保有のデータから、集合住宅等を除き4千496基と算出しました。

年齢構成は、高齢者の割合が多く、世帯主が60歳以上の世帯は、2千3百69世帯で、全体の7割を占めており、そのうち同じ世帯に後継者がいない高齢者世帯は、1千4百30世帯、2千4百81人でした。

**整備を希望する
世帯数と事業費は**

問 合併処理浄化槽への転換を希望・条件次第で希望すると答えた世帯と世帯人数、整備に要する事業費はどれくらいですか。

町長 条件次第で希望すると

答えた世帯を含め、合計で985世帯、2千884人で、必要な事業費は約9億5千万円です。

**補助率の高い「市
町村設置型事業」
の問題と課題は**

問 町政懇談会では「市町設置型浄化槽事業には色々な問題点があり、現行制度の補助率を嵩上げする方法も視野に検討を行う。」との説明でしたが、具体的な問題点とは。

町長 浄化槽の設置に際して個人の負担は軽減されますが、設置後の維持管理費や、空家になってから、あるいは耐用年数を経過した設備の取り扱い等、浄化槽設置後の維持管理費等が問題となる点です。

問 町設置型か、個人設置型で補助率を嵩上げか、いつまでに決定し、いつから新事業としてスタートするのですか。

町長 今年度中に事業の方向性を決定し、平成31年度にスタートさせる予定です。

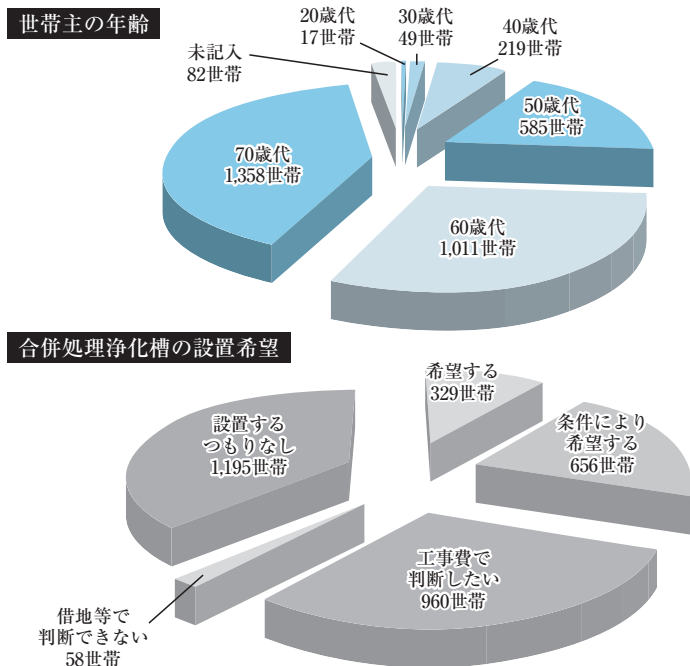
**合併処理浄化槽に
よる整備は最善の
答えか**

問 合併処理浄化槽による生活排水処理の推進は、公共下水道整備事業も含め全ての手法を検討した上で最善の答えと考えますか。

町長 検討すべき課題はあり

ますが、アンケートの結果から分析された住民の意向、各世帯の状況、整備に必要な事業費及び本町の財政状況等を考慮し、公共下水道整備事業等、他の整備手法も含め総合的に検討した上で、合併処理浄化槽整備事業の推進が最善であり、その判断は揺るぎないものと考えています。

「合併処理浄化槽整備に関するアンケート集計結果（一部抜粋）」



今後の学校運営は？



大岩 靖

現状の維持管理は大変難しい。



河和中学校のプール

問 本年度、学校から町へ提出された要望書の中で、最重要事項は。

教育部長 河和小学校を除く5小学校体育館の天井等落下防止対策が未実施で、最重要事項となっています。

学校体育館は災害時の避難場所にも指定されており、来年度2校分の撤去工事に対する補助金を国や県に対し強く要望しています。

問 その他の要望内容と、実施した場合の費用は。

学校教育課長 校舎の雨漏りやコンクリート壁の亀裂、給

排水設備、プールなど体育設備の改修のほか、放送機器など電気設備の修繕あるいは更新で、6千3百万円余りの要望がでています。

これらの中で、危険と判断される所から修繕をして、学校運営に支障がないよう優先順位を付け、改修を進めます。

問 各学校を所々メンテナンスして、今後どれくらい使用できると考えますか。

学校教育課長 一般的に鉄筋コンクリート造りの建物の耐久年数は60年と言われており、老朽化対策のための大規模改修は、約30年を目途に内外装の改修を行う必要があります。建築後30年以上経過した学校施設は、全体の7割を占めていて、今後児童・生徒の減少が予想される中で、現状のまま維持することは、教育上の観点からだけではなく、財政上も困難であると思われる。学校設置者である町とし

て、今後の学校再編に合わせた施設の在り方を検討し、整備計画を固め、財政計画と併せて対応していきます。

問 児童・生徒の学校生活、また町財政の最善な方策は。

学校教育課長 施設の老朽化が相当進んでいることに加え、修繕にも多額の費用がかかるため現状の体制を維持することとは大変難しいと考え、本年度小中学校の児童・生徒数の推移を考慮しながらハード・ソフト両面の調査・研究を行っています。

来年度には、美浜町公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設の個別計画を策定し、実施時期及び整備費用等の内容を整理して、良好な教育計画を進めます。

主要駅構内への 防犯カメラ設置は

問 主要駅構内に防犯カメラを設置するよう鉄道事業者に働きかける考えは。

町長 無人駅は、施設管理上、また防犯上の必要性から、河和口・美浜緑苑・上野間・野間の各駅には、防犯カメラが設置されています。

河和及び知多奥田駅は有人駅であるため、防犯カメラは設置していないと名鉄側から回答がありました。治安維持や犯罪抑止の効果もあり、平成27年に知多半島内4市4町の首長及び半田警察署長の連名で名古屋鉄道に対し設置要望をしており、今後も機会ある度に整備をお願いしていきます。

名鉄河和口駅構内に設置されている防犯カメラ



国民健康保険税の資産割廃止は？



鈴木美代子

資産割は廃止する方向で
検討したいと考えています。



模擬避難所の開設展示

問 国民健康保険税の資産割は、所得の低い世帯にとって大きな負担となっているため、廃止すべきと考えますがいかがですか。

町長 国民健康保険の財政運営が平成30年度から県下一本化されるため、税率見直しをする事となり、資産割は廃止する方向で検討していきたいと考えています。

防災対策について

問 いざという時、女性の力も必要ですが、災害対策本部に女性はいいますか。

町長 現在、本部員となる役職に就く女性はいませんが、本部を構成する班員には女性職員を配置しています。

問 避難所の運営では、男女別の更衣室、授乳室、屋内テントの利用、男女別のトイレといった女性への配慮をしていますか。

また、備蓄資材はどうなっていますか。

町長 避難所となる学校が使用可能であれば、トイレ・更衣室は男女別に利用でき、また各地区防災倉庫に配備してある仮設トイレも男女別で使用できます。

また、更衣室、授乳室など多目的に使えるテントも保有しています。

ミルクや紙おむつ、女性専用物資については、町内大規模店舗等と「災害時における物資調達に関する協定」を結んでいるほか、来年度から町としても計画的に備蓄を進める予定です。



テントや間仕切りもあります

町独自の介護保険料低所得者減免制度の創設について

問 現在、県内27市町村で制度化され、減免実績を上げていますが、本町でも実施する考えはありませんか。

町長 当町の介護保険料は、低所得者については所得段階別に12段階で設定しており、被保険者の所得が低い場合は保険料負担が低い仕組みとなっており、現在のところ考えていません。

特別入所制度について

問 要介護度1・2の方で、条件により特別介護老人ホームに入所できる制度が周知できていないと考えますが、広報などで周知する考えはありますか。

町長 要介護度1・2の方には必ず介護支援員が関わっており、介護支援員を通して制度の周知はできていると考えています。

ひとり暮らし、高齢者世帯等のごみ出し等、日常支援について

問 担い手がない場合、介護保険でできませんか。

町長 ごみ出しのみでは介護保険の生活援助に規定する所要時間を満たすことは難しく利用できませんが、現在シルバー人材センターと連携し、ごみ出し等日常生活支援について検討しています。

運動公園事業への民間活力導入を検討しませんか？



横田 全博

収益的な施設ではないので
導入しません。

問 運動公園に公民連携して

フィットネス等の施設を整備し、町民の健康づくりに寄与する考えはありませんか。

町長 公民連携の中には、民間の資金やノウハウを設計、施工維持管理に活用する「PFI」や「公設民営」があり、「指定管理者制度」も含まれております。

運動公園には、完成後の維持管理や施設利用の面で、何らかの民間活力導入が必要と考えております。

問 国では、周辺のエリアマネージメントを含めた「持続可能な交流施設としてのスポーツ施設」の設置に取り組む地方公共団体に対し、支援を検討するとあります。

ランニングコストや、事業費削減のためにも民間活力導入を検討しませんか。

建設部長 この施設は収益的なものではないため、導入はしませんが、完成後に喫茶店

などの導入は可能と考えております。

問 運動公園事業は、地域の賑わいを生み出す装置として活用すべきではありませんか。
都市整備課長 知多奥田駅や大学・ビーチランドを含めた地域に人を集める起爆剤として、運動公園事業が始まりました。

今後は、総合公園やオレンジラインなど、町内の資源をフル活用して、パッケージとして町内外にアピールしていきます。



H29.12.2(土)・3(日)
東京で開かれた「町イチ！村イチ！2017」での特産品PR

問 そのパッケージはどのような形で推進しますか。

生涯学習課長 合宿等で来町された方々に、施設の案内や宿泊場所・食事などを紹介するため、来年度中に協議会を立ち上げて準備していきます。

第6次産業化の推進は

問 6次産業化の推進について、特産品の商品開発の進捗状況は。

町長 美浜町地域ブランド化推進協議会を立ち上げ、「かぼちゃ」を使った洋菓子の開発や「みかん」ゼリーの試作を重ねる等、民間との連携にも力をいれ、地域ブランドの推進を図っております。

SNSの活用は

問 SNSを活用して広くPRする考えは。
産業振興課長 観光協会と協力して15のサイトに登録しております。

その中で、JAFナビでは1万を超えるアクセスがあり、1位となっております。

その他、インスタ映えるメニューや場所などの素材を提供する等、町の魅力発信に努めていきます。

ふるさと納税の現状は

問 ふるさと納税の進展は。

町長 クレジットカードによる決済の導入、大手取引サイトへの登録、返礼品を76種類に増やす等した結果、本年は595件832万円と寄附額が大幅に増えました。

町公式HPでも
美浜町への
ふるさと納税を
PR



風水害、事前対策・対応は？

「美浜町災害対策実施要綱」に基づき、
災害対策本部を設置します。



森川 元晴

風水害について

問 危険が予測された時点で
の事前の対策・対応は。

町長 大雨・暴風・洪水・高潮及び津波に関する警報が発表されると、災害対策本部が設置され、本部員会議において非常配備体制の決定等を行います。

また、避難が必要となる場合に備えて、毎年役場職員、学校の先生方と合同で防災訓練や避難所運営訓練を行っており、緊急対応の体制は確立されています。



浸水・冠水対策について

問 「雨水出水浸水想定区域」は把握していますか。

町長 本町には、雨水出水浸水想定区域指定区域の指定はありません。

問 台風21号の被害箇所、事前に危険の可能性があると
思われた箇所は。

また、一時的な冠水は仕方ないと考えますか。

町長 雨の降り方や地形、排水施設等により道路の冠水状況が変化するため、事前の判断は難しいと考えます。



また下流への排水能力以上の雨水が集まり排水しきれず道路が冠水してしまうことがあります。豪雨が治まれば下流への排水能力が回復し、冠水が解消されることから、一時的な現象と考えております。

問 主要幹線道路での冠水に伴う被災事故が発生した場合、町の対応は。

町長 道路管理者に瑕疵^{かし}が認められる場合は、適切に対応します。車等を運転されている方も安易に冠水道路に侵入しないようご注意ください。ば幸いかと考えます。

都市計画税の使い方を
含めた既成市街地整備
事業について

問 現在実施している既成市街地整備事業を含めた都市計画事業の実施状況について、今後の具体的計画及び財政計画は。



拡張予定の総合公園

建設部長 現在実施している都市計画事業は、運動公園・総合公園拡張事業のみです。

現在、都市計画税1億9千万円のうち1億円を公園事業費及び借入金返済に充て、残りは都市計画税を充てるべき事業に使っていきます。

既成市街地整備事業については、既成市街地における課題対策として「防災・減災」、「防犯・環境」、「地域の活性化」の目的を持って行う事業であり、区より要望のあった2地区について、基本計画の策定業務を行っています。

新規就農を目指す若者への助成で 課題解決する考えは？



江元 梅彦

「農業次世代人材投資事業」で 徹底的にサポートしています。

問 地価の下落、空家・遊休農地の増大は本町が抱える課題ですが、この課題も新たに農業を志す若者の目から見れば、とても魅力的な町とも言えます。

若い夫婦が美浜町で空家と遊休農地を利用して子育てをしてもえれば、本町の抱える空家・遊休農地・少子化の問題を同時に解決することが期待できます。

新規就農を目指す、特に若い夫婦に向けた本町独自の助成制度、農協と一体となった営農指導といった事業を実施する考えはありませんか。

町長 平成27年度に農業委員による本町の農地の状況調査を実施したところ、多くの遊休農地があることが判明し、今後は、今以上に増えていくことが、本町のみならず全国的に深刻な問題となっているのが現状です。

このような状況の中、問題を解決するための施策として

シティプロモーション事業で作成した「みはまデイズ」の冊子。本年度vol.3を作成



公式HPで動画も配信中

本町も国が提唱している農業を始めたい方を対象とした「農業次世代人材投資事業」を進めているところです。

問 新規就農を愛知・美浜町でどうぞ、というような発信を全国に向けてする考えはありますか。

経済環境部長 美浜町には、若者たちに取り組んでもらえる農地が十分にありながら遊休農地となっていますが、逆にこれが魅力になるという意識で全国的に発信していきたいと考えています。

町の情報発信を 一本化する考えは

問 本町の情報発信について、秘書広報課、企画政策課、産業振興課にまたがる現体制を見直し、一本化して積極的に町の魅力を発信する考えはありますか。

町長 本町の模様や職員体制では新たな部署を創ることは今のところ考えておりません。しかし、まちの魅力を発信するシティプロモーション事業については一本化する必要性を強く感じており、現在、横断的なプロジェクトチーム

町政懇談会のように（河和南部学区）



を設置し、広報・観光・農業・子育て・空家などの情報共有化に努めています。

今後も、この連携を充実させ、本町の魅力を積極的に発信してまいります。

町政懇談会の成果は

問 町内6学区で実地された「町政懇談会」で町民から寄せられたご意見・ご要望はどのようなものがあり、どのように対応しますか。

町長 合計276名にご参加いただいた内容は、行財政運営関係が3件、防災交通関係が9件、福祉・保健・医療関係が3件、産業・観光関係が3件、環境関係が6件、建設関係が11件、教育・文化関係が2件の合計で37件でした。

お寄せいただいたご意見・ご要望は「広報みはま2月号」並びに町公式ホームページに掲載するとともに、しっかりと対応してまいります。

審議結果一覧表

12月5日から12月19日

議 案 件 名				川 元 晴	田 貴 次	井 勝 彦	若 靖	田 全 博	田 増 男	崎 卓 夫	田 博 雅	本 辰 見	木 美 代 子	田 秀 夫	浦 剛	元 梅 彦		
町長提出議案19件	専決処分事項の報告承認について ※1 (平成29年度美浜町一般会計補正予算専決第3号)	-	承認	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	専決処分事項の報告承認について ※1 (平成29年度美浜町一般会計補正予算専決第4号)	-	承認	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条 例について	文厚	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	平成29年度美浜町一般会計補正予算(第3号)	各	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	×	×	退	○	○	○	
	平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第2 号)	文厚	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算(第1 号)	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	退	○	○	○
	平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会 計補正予算(第1号)	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成29年度美浜町水道事業会計補正予算(第2号)	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	専決処分事項の報告について ※2 (損害賠償の額及び和解)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当 に関する条例の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	×	×	○	○	○	○	○
	美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	×	×	○	○	○	○	○
	美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成29年度美浜町一般会計補正予算(第4号)	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会 計補正予算(第2号)	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成29年度美浜町水道事業会計補正予算 (第3号)	総産	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	財産の取得について(用地取得①)	-	可決	×	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	退	○	○	○
	財産の取得について(用地取得②)	-	可決	×	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	財産の取得について(用地取得③)	-	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	退	○	○	○
議 1 員 件 発 議	市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求め る意見書について	-	否決	×	×	×	×	×	-	×	×	○	○	×	×	×	×	

○は賛成 ×は反対 退は退席により採決不参加 野田増男議長は採決に加わりません

(付託委員会/総産:総務産業常任委員会、文厚:文教厚生常任委員会、各:各所管の常任委員会へ分割)

専決処分の報告と報告承認の違いは?

※1 地方自治法第179条第3項の規定により、町長が行った予算に関する専決処分事項を、議会に報告し事後承認を得るものです。

※2 地方自治法第180条第1項の規定により、「町長が専決処分することができる事項」は議会議決により指定されています。

①町が当事者である和解及び調停について、その目的価格が50万円を超える場合は、議会に報告し承認を得なければなりません。

②同様に、法律上町の義務に属する損害賠償の決定で50万円以下の場合は、議会への報告のみで採決しません。

・今回の場合は、②に該当し報告のみとなりました。

「議会だより」は、美浜町議会議会広報特別委員会により編集・掲載しています。

編集後記

皆さん、楽しいお正月をお過ごしになられたでしょうか。昨年一年を表す漢字は「北」でした。隣国北朝鮮のミサイル・核実験・木造漁船の漂着と、不安な出来事が多かった昨年に比べて、今年が平和で穏やかな年になるよう願ってやみません。

議会だよりを通じて議会活動を町民の皆さんにお知らせしていますが、編集の都合上発行が2ヶ月後となります。

また、ケーブルテレビでは議会開催月中旬に一般質問を録画放映しております。

来る3月議会は、平成30年度の当初予算を審議する大事な議会です。ぜひ議会傍聴にお越しただいて、議事堂内で熱い議論と臨場感を直に感じてください。

K・A